平成２８年（フ）第３９９号
札幌市豊平区月寒東２条11丁目11番14号　マンション双葉Ｂ号
債務者　多田美奈子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３号
釧路市貝塚２丁目19番３号
債務者　高橋　　實
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第１１号
青森県三沢市平畑１丁目２番10号、旧住所青森県三沢市岡三沢６丁目106番地２号
債務者　山崎佳奈美（旧姓蒲生）
法定代理人成年後見人　蒲生まり子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第１５号
青森県十和田市大字三本木字下平146番地１富士美荘８号室、旧住所青森県上北郡六ヶ所村大字倉内字道ノ下183番地１
債務者　高村　キミ
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２８年（フ）第４１号
群馬県高崎市新町1780番地３　斉藤アパート中東
債務者　前田　祐司
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第４４号
群馬県富岡市中高瀬54番地　桐渕県営住宅1976－Ｌ棟105号
債務者　布施とく江
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第７３号
相模原市南区古淵２丁目４番６号　フジハイツ104
債務者　小椋　雅夫
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第７４号
相模原市中央区上溝６丁目９番14号　プリンセスリラ202
債務者　根岸　ユカ
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第８０号
相模原市緑区原宿４丁目13番13号　コーポ三松203
債務者　亀田　幸宏
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第８１号
相模原市南区相模大野６丁目23番11―205号
債務者　前薗　真司
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第６号
新潟県上越市大潟区土底浜2891番地
債務者　柳澤　克紀
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第８号
新潟県十日町市松之山黒倉629番地、前住所広島市安佐南区安東５丁目３番25号
債務者　横山　仁志
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第１１号
新潟県糸魚川市本町１番39号
債務者　中村　勝吉
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第１５号
新潟県妙高市上町10番14号
債務者　長井　一行
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第６５号
静岡県伊東市八幡野574番地　メゾン城ヶ崎102号、前住所静岡県伊豆市下白岩1436番地の200
債務者　髙木　優宏
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第５４号
愛知県江南市飛高町本町97番地　ファミーユ飛高301号
債務者　米澤　芳美
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１０号
京都府京丹後市網野町小浜424番地の８、前住所京都府京丹後市網野町網野453番地の６
債務者　田中　活夫
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
京都地方裁判所宮津支部